

## 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について

- 1 水道料金表の比較 .....資料1
- 2 簡易水道と上水道の水量別戸数分布及び料金比較 .....資料2
- 3 口径別料金単価の比較 .....資料3
- 4 地元管理簡易水道料金の状況 .....資料4
- 5 簡易水道と上水道を事業統合する場合の料金統一事例 .....資料5
- 6 鳥取市簡易水道事業審議会答申書抜粋(平成 27 年 10 月) .....資料6
- 7 水道料金の統一時期

# 1 水道料金表の比較

資料1

上水道料金表

メーター口径	基本料金	従量料金
13mm	460円	(使用水量) (1m <sup>3</sup> につき) 10m <sup>3</sup> までの分…………… 46円 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分…… 100円 20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> までの分…… 134円 40m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> までの分… 161円 200m <sup>3</sup> を超える分…………… 200円
20mm	1,250円	
25mm	2,120円	
40mm	6,500円	
50mm	11,200円	
75mm	30,400円	
100mm	62,000円	
150mm	170,000円	
200mm	350,000円	

簡易水道料金表

メーター口径	基本料金	従量料金
13mm	950円	(使用水量) (1m <sup>3</sup> につき) 30m <sup>3</sup> までの分…………… 72円 30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分…… 83円 50m <sup>3</sup> を超える分…………… 99円
20mm		
25mm	1,480円	
30mm		
40mm	3,800円	
50mm	5,950円	
75mm	13,390円	
100mm	—	
150mm	—	
200mm	—	

○上水道料金計算例(メーター口径13mmで1か月に40m<sup>3</sup>使用した場合)

$$\{ 460円 + (46円 \times 10m^3) + (100円 \times 10m^3) + (134円 \times 20m^3) \} \times 1.08 = \underline{4,968円}$$



○簡易水道料金計算例(メーター口径13mmで1か月に40m<sup>3</sup>使用した場合)

$$\{ 950円 + (72円 \times 30m^3) + (83円 \times 10m^3) \} \times 1.08 = \underline{4,255円}$$



## 2 簡易水道と上水道の水量別戸数分布及び料金比較(1か月・税込)

資料2

【使用水量区分別戸数分布比較表(平成26年度平均値・単位:戸)】

メーター口径	区分	0-10 <sup>m³</sup>	11-20 <sup>m³</sup>	21-30 <sup>m³</sup>	31-40 <sup>m³</sup>	41-50 <sup>m³</sup>	51-100 <sup>m³</sup>	101-200 <sup>m³</sup>	201-500 <sup>m³</sup>	501-1,000 <sup>m³</sup>	1,001- <sup>m³</sup>	合計	割合
13mm	上水	15,532	12,997	9,720	3,801	1,240	552	21	4			43,867	74.3%
	簡水	3,133	2,392	2,248	1,133	482	264	5	1			9,658	86.5%
20mm	上水	3,215	2,936	2,551	1,315	542	452	141	24	1		11,177	18.9%
	簡水	375	272	217	169	82	69	13	4			1,201	10.8%
25mm	上水	455	401	312	263	171	374	185	98	5	1	2,265	3.8%
	簡水	56	14	15	8	7	18	14	6	2		140	1.3%
30mm	上水	—	—	—	—	—	—	—	—	—		0	0.0%
	簡水	2	4	2	1	2	1	4	7	2		25	0.2%
40mm	上水	106	103	65	61	79	326	299	218	59	18	1,334	2.3%
	簡水	16	13	11	4	7	19	12	16	6	7	111	1.0%
50mm	上水	19	13	11	6	10	40	76	94	45	27	341	0.6%
	簡水	3	1	1			4	4	10	2	1	26	0.2%
75mm	上水	2	2		1	1	2	12	21	14	23	78	0.1%
	簡水				2		2		4			8	0.1%
合計	上水	19,329	16,452	12,659	5,447	2,043	1,746	734	459	124	69	59,062	100.0%
	簡水	3,585	2,696	2,494	1,317	580	377	52	48	12	8	11,169	100.0%

【φ40mm以上の口径の戸数(単位:戸)】

区分	0-10 <sup>m³</sup>	11-20 <sup>m³</sup>	21-30 <sup>m³</sup>	31-40 <sup>m³</sup>	41-50 <sup>m³</sup>	51-100 <sup>m³</sup>	101-200 <sup>m³</sup>	201-500 <sup>m³</sup>	501-1,000 <sup>m³</sup>	1,001- <sup>m³</sup>	合計	割合
上水	127	118	76	68	90	368	387	333	118	68	1,753	3.0%
簡水	19	14	12	6	7	25	16	30	8	8	145	1.3%

【水道料金比較表(単位:円)】

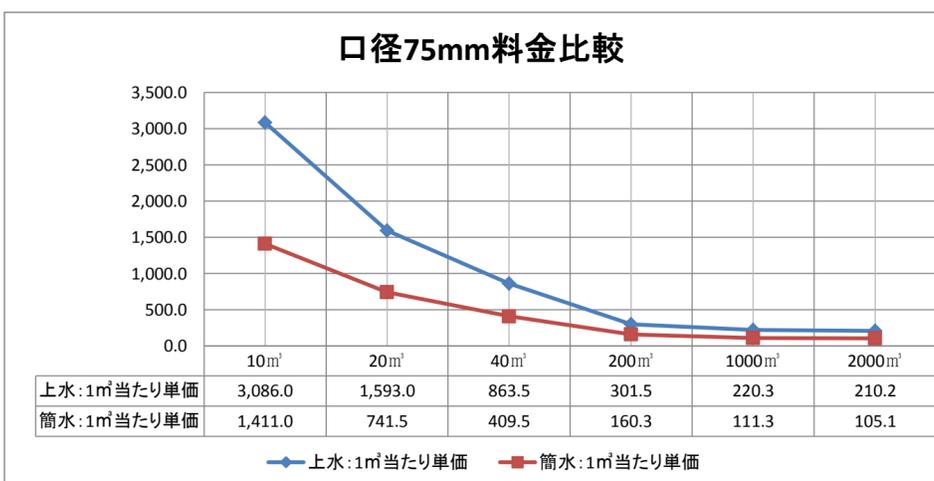
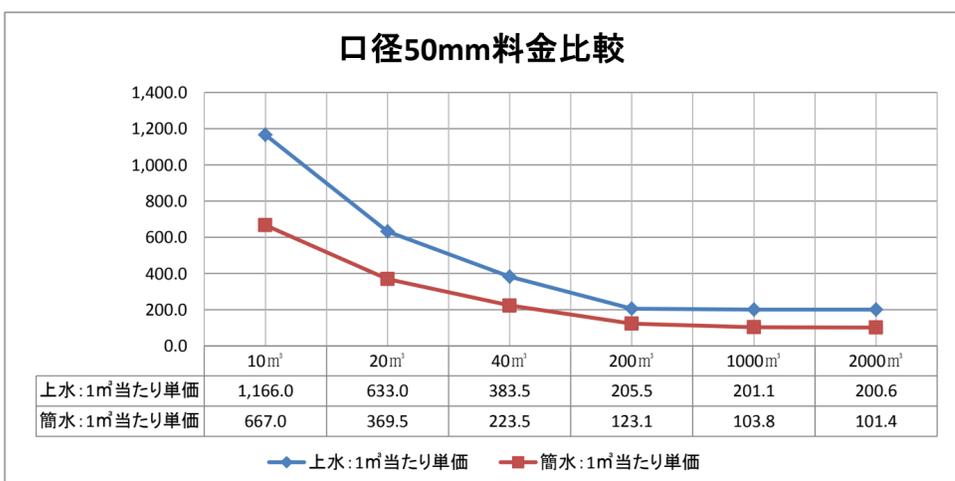
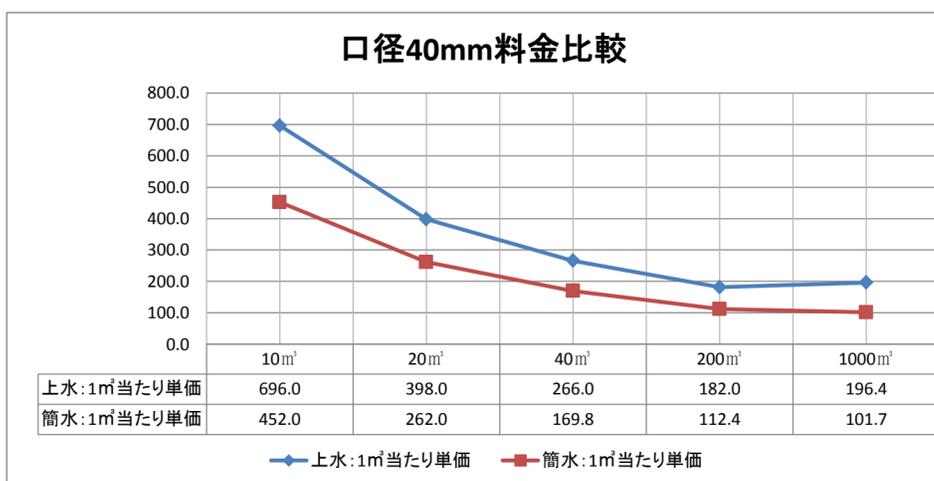
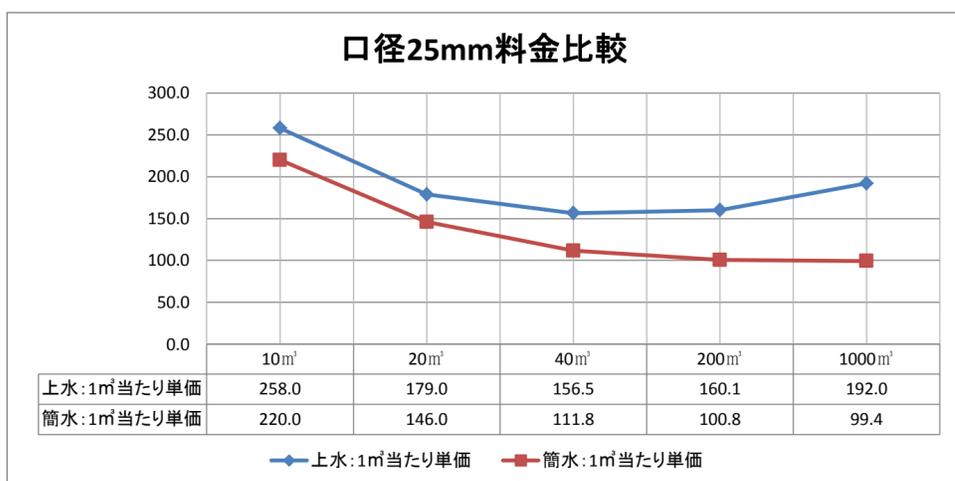
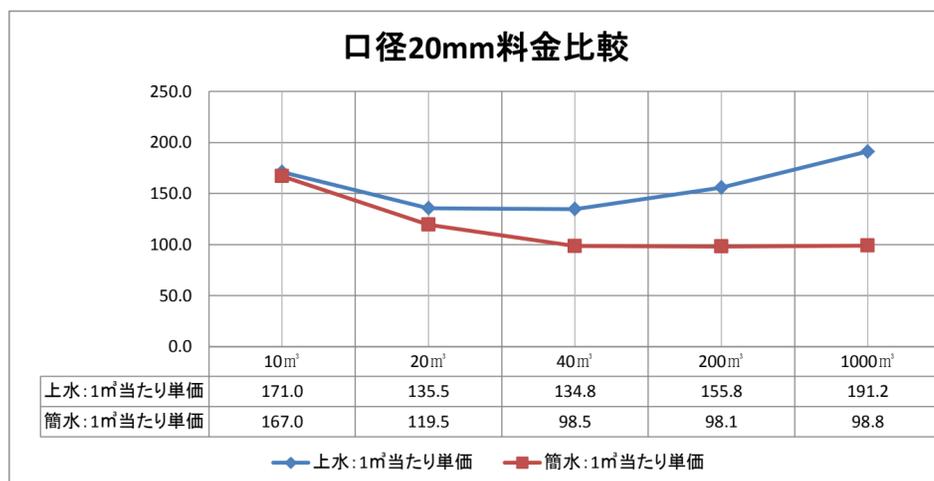
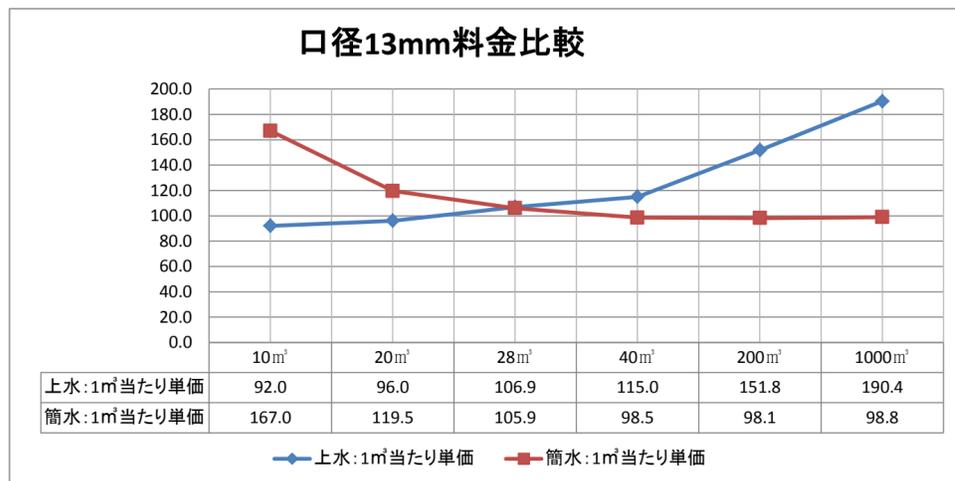
メーター口径	区分	10 <sup>m³</sup>	20 <sup>m³</sup>	30 <sup>m³</sup>	40 <sup>m³</sup>	50 <sup>m³</sup>	100 <sup>m³</sup>	200 <sup>m³</sup>	500 <sup>m³</sup>	1000 <sup>m³</sup>	2000 <sup>m³</sup>
13mm	上水(a)	993	2,073	3,520	4,968	6,707	15,401	32,789	97,588		
	簡水(b)	1,803	2,581	3,358	4,255	5,151	10,497	21,189	53,265		
	(比率a/b)	(55.1%)	(80.3%)	(104.8%)	(116.8%)	(130.2%)	(146.7%)	(154.7%)	(183.2%)		
20mm	上水(a)	1,846	2,926	4,374	5,821	7,560	16,254	33,642	98,442		
	簡水(b)	1,803	2,581	3,358	4,255	5,151	10,497	21,189	53,265		
	(比率a/b)	(102.4%)	(113.4%)	(130.3%)	(136.8%)	(146.8%)	(154.8%)	(158.8%)	(184.8%)		
25mm	上水(a)	2,786	3,866	5,313	6,760	8,500	17,194	34,582	99,381	207,381	
	簡水(b)	2,376	3,153	3,931	4,827	5,724	11,070	21,762	53,838	107,298	
	(比率a/b)	(117.3%)	(122.6%)	(135.2%)	(140.0%)	(148.5%)	(155.3%)	(158.9%)	(184.6%)		
40mm	上水(a)	7,516	8,596	10,044	11,491	13,230	21,924	39,312	104,112	212,112	428,112
	簡水(b)	4,881	5,659	6,436	7,333	8,229	13,575	24,267	56,343	109,803	216,723
	(比率a/b)	(154.0%)	(151.9%)	(156.1%)	(156.7%)	(160.8%)	(161.5%)	(162.0%)	(184.8%)	(193.2%)	(197.5%)
50mm	上水(a)	12,592	13,672	15,120	16,567	18,306	27,000	44,388	109,188	217,188	433,188
	簡水(b)	7,203	7,981	8,758	9,655	10,551	15,897	26,589	58,665	112,125	219,045
	(比率a/b)	(174.8%)	(171.3%)	(172.6%)	(171.6%)	(173.5%)	(169.8%)	(166.9%)	(186.1%)	(193.7%)	(197.8%)
75mm	上水(a)				37,303	39,042	47,736	65,124	129,924	237,924	453,924
	簡水(b)				17,690	18,586	23,932	34,624	66,700	120,160	227,080
	(比率a/b)				(210.9%)	(210.1%)	(199.5%)	(188.1%)	(194.8%)	(198.0%)	(199.9%)

凡例

	上水道地域の水道料金
	上水道地域より高い料金
	上水道地域より低い料金

### 3 口径別料金単価の比較(税抜)

資料3



## 4 地元管理簡易水道の料金について

# 資料4

### 1. 地元管理簡易水道について

水質検査・塩素消毒等に係る最小限の費用を水道料金として市へ支払う一方で、施設の管理に要する電気代・修繕費等の費用を地元で負担する簡易水道のこと。

※簡易水道ごとに地元が負担する費用が異なるため条例上の料金が大きく異なっている。

※平成29年3月末までに市が管理する簡易水道料金に統一される予定。

### 2. 地元管理簡易水道等 料金表 条例上の料金(鳥取市が徴収する料金)

(平成28年4月1日現在・1か月・税抜き)

地域名	名称	基本料金 (円/1か月)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )	一般家庭 口径13mm 20(m <sup>3</sup> /月)使用			
鳥取地域	円通寺	443	—	443 円			
	猪子						
	内海中						
	上段	500	1m <sup>3</sup> ~	26	1,020 円		
	大塚	450	1m <sup>3</sup> ~	36	1,170 円		
	尾崎	1,000	~20m <sup>3</sup>	50	2,000 円		
			21m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	60			
			41m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	70			
			61m <sup>3</sup> ~	80			
	野坂	口径別		1m <sup>3</sup> ~	61	1,670 円	
13mm		450					
20mm		870					
25mm		1,470					
40mm		6,500					
50mm	11,000						
国府地域	石井谷	(1年)	3,042	—	253 円		
	上地						
	山根						
	谷						
宇倍野	(1年)	405	—	33 円			
用瀬地域	用瀬	口径別		5m <sup>3</sup> を超える分	34	891 円	
		13mm	381				
		20mm	477				
		25mm	619				
		30mm	810				
	別府	40mm	1,324				
		50mm	1,924				
		75mm	4,248				
		口径別		10m <sup>3</sup> を超える分	29	1,262 円	
	13mm	972					
	20mm	1,458					
	25mm	1,943					
	40mm	2,429					
	大村	50mm	2,915				
口径別		1m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	64	2,100 円			
13mm					820	31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	79
20mm						51m <sup>3</sup> ~	91
25mm					1,260		
40mm	3,040						
50mm	4,800						
上安蔵	854	—	854 円				
佐治地域	津無	819	—	819 円			
	大水	1,627	—	1,627 円			
	畑	1,496	—	1,496 円			
	つく谷	962	—	962 円			
	余戸	938	—	938 円			
	河本	2,245	—	2,245 円			

## 5 簡易水道と上水道を事業統合する場合の料金統一事例

## 資料5

調査先分類	都市名(事業体名)	統合前 簡水事業数	簡水 統合時期	H26上水道料金 ( $\phi$ 13・20 $m^2$ ・税込)	料金統一までの期間
	鳥取市 (鳥取市水道局)	60	H28	2,073円/月	
中国四国地方	出雲市 (出雲市上下水道局)	15	H28	2,896円/月	2年
	下関市 (下関市上下水道局)	9	H21	3,297円/月	統合と同時
	周南市 (周南市上下水道局)	20	H28	3,067円/月	統合と同時
	今治市 (今治市水道部)	6	H33	2,819円/月	統合と同時
	松江市 (松江市上下水道局)	28	H28	2,991円/月	3年
	松山市 (松山市公営企業局)	15	H29	2,960円/月	5年
	高知市 (高知市上下水道局)	6	H28	2,736円/月	統合と同時
日本水道協会 調査より	宮城県大崎市 (大崎市水道部)	7	H28	4,101円/月	4年
	熊本市 (熊本市上下水道局)	14	H28	2,799円/月	統合と同時
	浜松市 (浜松市上下水道部)	39	H29	2,285円/月	3年
	鹿児島市 (鹿児島市水道局)	26	H17	2,538円/月	3年
	八戸市 (八戸圏域水道企業団)	2	H26	4,870円/月	統合前に統一

答 申 書

鳥取市簡易水道事業審議会

平成27年10月

## 答 申 書

簡易水道事業及び飲料水供給施設の態様は様々であり、水源の種類や場所、水道施設の建設時期、事業規模など異なる背景をもち、料金の体系や額に地域間で大きな差が生じていた。

市町村合併調整方針では、「簡易水道使用料は、当面現行のとおりとし、地域の実情を考慮して総合的に検討し、平成27年度を目途に段階的に調整する。」とされ、平成18年度の本審議会答申に基づく次の基本方針により、市管理の簡易水道は、28年度の料金統一を目途に段階的に調整しているところである。

これまで、第1段階（平成19年度～21年度）、第2段階（22年度～24年度）、第3段階（25年度～27年度）と3年ごとに料金改定を実施した。

（基本方針）

- ① 市町村合併により13体系ある市管理の簡易水道料金を平成28年度に統一する。
- ② 合併直後の水道料金は、800円～2,992円（水道メーター口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合）と料金格差があるため激変緩和措置として、3年毎に4段階で料金統一をする。
- ③ 想定している統一料金は、口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合、2,509円（税込5%）とする。

本審議会では、この審議経過を踏まえ、市管理の簡易水道の料金統一について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 料金統一について

##### （1）料金統一の額

市管理簡易水道の料金統一の額は、口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合で2,581円（税込8%）が望ましい。この場合、料金の平均改定率は、8.23パーセントとする。ついては、改定後の料金は、別表1のとおりとし、口径13mmで1か月20m<sup>3</sup>使用した場合の各地域別簡易水道料金の推移は別表2のとおりとなる。

##### （2）改定する範囲

簡易水道料金を改定する範囲は、市が管理する簡易水道の給水区域とする。

##### （3）改定する期間

簡易水道料金の改定期間は、概ね3年から5年が基準であるが、平成29年度に上水道事業へ統合することが決定しており、この度の改定期間を28年度の1年間とする。

#### (4) 改定する時期

簡易水道料金の改定時期は、平成28年4月1日とする。これは、平成18年度の本審議会答申の基本方針に基づくもので、今回、第4段階目の最終段階の改定となる。

#### (5) 料金統一の考え方

簡易水道事業は、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の考え方を基本原則としているが、上水道事業に比較して、水道を布設する上での地理的・地形的条件に恵まれていない地域が多く、効率的な水道施設の維持管理等が困難な状況である。

また、簡易水道施設等の多くが点在する中山間地域にあっては、給水人口が少なく、大量に水道を使用する大口の需要が少ないなど、料金収入のみによって経営することは非常に困難な状況である。このため、独立採算によることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計において負担している。

審議にあたっては、簡易水道事業の財政状況に加え、簡易水道事業等の上水道事業への統合を控えていることから、上水道との料金体系や口径別料金単価の比較を行うとともに、簡易水道料金の県内外自治体比較や本市における一般家庭や大口使用者の使用水量状況などを参考とした。

統一料金による料金改定の試算によると、28年度の財政収支見込みの結果、約2,500万円の財政収支不足額が見込まれた。この不足額の財源を水道料金で賄う場合、統一料金の額に更に上乗せをして料金の引き上げを行うこととなり、水道使用者が公平に負担する試算や大口使用者が負担する試算が示された。この試算による平均改定率は、いずれも約16パーセントであり、一般使用者や大口使用者にとり大幅な負担増となるものである。

平成21年度、24年度の本審議会における財政収支見込みは、今回同様、それぞれ不足額が見込まれたが、中山間地域が多く給水人口の少ない簡易水道給水区域の特性を踏まえ、一般会計からの財政負担で料金改定を実施した。

この度の財政収支によると、前2回に比較し不足額は減少しているが、今後も給水人口は減少していく見込みであり、水道料金の大幅な値上げは、以前にも増して中山間地域の過疎化の進展や企業の縮小など地域の活性化を図る妨げになる恐れがあると判断した。

よって、この度の財政収支不足見込み額は、一般会計からの繰入による財政負担を求めることが妥当であると考える。

一方、平成18年度の本審議会答申の基本方針に沿い、3年毎に激変緩和措置として料金改定を実施し、今回、最終段階の料金統一を行うことは広く関係住民に周知されている。

これらのことから、本答申に至ったものである。

## 2 付帯意見

### (1) 事業の運営

本市の簡易水道は、現在普及率が 99.8%と住民生活や社会経済活動を支える必要不可欠なライフラインである。特に中山間地域等では、地域の住民の生活環境の改善に大きく貢献するなど、その果たす役割は大変重要である。

- ① 事業の運営にあたっては、施設の維持管理体制の見直しや施設の統廃合を進めるなど一層の効率的な事業運営を図り、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- ② 事業運営を効率的にしてもなお、財政収支不足にならざるを得ない場合は、中山間地域等における住民生活等を十分に考慮し、優先的に一般会計からの繰出しに配慮されたい。

### (2) 簡易水道事業等の上水道事業への統合

本市は、簡易水道事業等を上水道事業へ統合する「簡易水道事業統合計画」を策定し、28年度末までの簡易水道等の整備に対して国庫補助を受け、順次整備を進めている。事業統合後は、上水道事業として水道局が効率的な経営体制の確立を図っていくことが期待される。

- ① 簡易水道料金は、激変緩和措置を講じこの度の料金統一の答申に至った。この経過を踏まえ、統合後に料金の統一をする場合、現在の簡易水道給水区域の利用者が、できる限り負担増とならないような施策を講じられたい。
- ② 簡易水道施設整備事業は、統合後も継続して実施せざるを得ない状況である。本市の財政負担を軽減するため、国庫補助期間の延長や地方公営企業繰出金制度の見直しなど、国、県などの関係機関に継続して要望をされたい。また、施設整備は計画に基づき、着実に事業の実施を図られたい。
- ③ 上水道事業の給水区域が広域化されることに伴い、適切な維持管理体制を早期に構築し、統合の目的である「住民に安全・安心な水道水を安定的に供給し、均一で良質な水道サービスを実現する」に努められたい。
- ④ 事業規模の大きな上水道事業に統合することにより、スケールメリットを生かし、経営の効率化を図るとともに、将来にわたる水道事業の健全な発展に努められたい。なお、統合により現在の上水道区域の住民に負担増となる場合は、当分の間、一般会計から財政的支援を行うよう配慮されたい。
- ⑤ 統合までの期間は、残すところ約1年5か月である。統合にあたっては、住民の視点に立って積極的な周知を図られたい。また、統合までの間、地元管理施設が市管理施設に移行する場合は、地元住民に十分に配慮し、改めて丁寧な説明をすることに努められたい。